

よくあるお問い合わせ

1 対象について

NO.	区分	質問	回答
1	共通	自らの事業が給付対象に当たるのかを確認したい。	<p>事業の具体例は概要資料に記載しているとおりですが、例示している事業であれば必ず給付対象となるわけではございません。また、例示事業に該当しなくとも条件を満たせば給付対象になります。個別の内容につきましては、コールセンターにお問い合わせください。</p> <p>【コールセンター：011-351-4101】</p>
2	共通	道特別支援金は、国の一時支援金や国の月次支援金との併給が可能か。	<p>道特別支援金 A は国の一時支援金、道特別支援金 B は国の月次支援金(4~7月分)、道特別支援金 C は国の月次支援金(8月分以降)の受給者は対象外としております。</p> <p>また、道の支援金を申請する際には、誓約書で宣誓・同意書で二重で受給しないことを誓約していただきます。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道特別支援金 A と国の一時支援金の併給 ⇒ × (併給不可) ・道特別支援金 A と国の月次支援金の併給 ⇒ ○ (併給可能) ・道特別支援金 B と国の一時支援金の併給 ⇒ ○ (併給可能) ・道特別支援金 B と国の月次支援金(4~7月分)の併給 ⇒ × (併給不可) ・道特別支援金 B と国の月次支援金(8月分以降)の併給 ⇒ ○ (併給可能) ・道特別支援金 C と国の一時支援金の併給 ⇒ ○ (併給可能) ・道特別支援金 C と国の月次支援金(4~7月分)の併給 ⇒ ○ (併給可能) ・道特別支援金 C と国の月次支援金(8月分以降)の併給 ⇒ × (併給不可) ・道特別支援金 A、B、C の併給 ⇒ ○ (併給可能)
3	共通	誤って道特別支援金 A と国の一時支援金、道特別支援金 B と国の月次支援金(4~7月分)、道特別支援金 C と国の月次支援金(8月分以降)を併給してしまったがどうすればよいか。	道特別支援金 A と国の一時支援金、道特別支援金 B と国の月次支援金(4~7月分)、道特別支援金 C と国の月次支援金(8月分以降)の併給はできません。(※併給の可否については、「よくあるお問い合わせ」の項目2番をご覧下さい。) 誤って併給してしまった、または申請してしまった場合は、事務局あてにご連絡をお願いします。
4	共通	持続化給付金を過去に受給したが、申請は可能なのか。	申請は可能です。
5	共通	休業・時短協力支援金以外の給付金、補助金等の支援を受けている飲食店等は給付対象となるか。	休業・時短協力支援金以外の給付金、補助金等の支援を受けている飲食店等については、給付対象となり得ます。
6	共通	小樽市の休業協力支援金をもらっているが、対象となるか。	<p>道特別支援金 A については、小樽市における休業協力支援金の対象となっていた方、受給された方についても、要件を満たせば対象となり得ます。</p> <p>道特別支援金 B と C は、令和3年に出された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う休業・時短要請協力支援金の対象の方は対象外になります。</p>
7	共通	市町村独自の支援金との併給は認められるか。	市町村によりますので、詳しくは各市町村へお問い合わせください。
8	共通	休業・時短協力支援金の支給対象の飲食店だが給付を受けていない、もしくは休業や時短に協力していない場合は対象となるか。	協力支援金の給付対象となり、給付を受けていない場合であっても、また休業や時短に協力していない場合であっても、今回の道特別支援金(A・B・C)の対象外になります。
9	共通	飲食店との間接取引について、取引に介在する事業者数に制限はあるか。	札幌市内の休業・時短営業の要請を受け協力支援金の受給対象となる飲食店との間接取引について、取引に介在する事業者数に制限はありません。
10	共通	時短対象飲食店と取引していたが、その取引店は現在は廃業もしくは移転しているが対象となるか。	取引店が現存していない場合であっても要件を満たせば対象となり得ます。
11	共通	デリバリー、テイクアウト、移動販売事業者は対象となるか。	休業・時短要請の対象となっていない場合、要件を満たせば対象となります。
12	共通	テナント等の貸主(ビルオーナー)等は、支援金の対象になるか。	不動産業は対象となり得る場合があります。コールセンターまでお問い合わせください。
13	共通	卸売市場に食材を卸しているが、対象になるのか。	時短要請や外出往来等の影響で売上が減少した因果関係があり、要件を満たせば対象となる可能性があります。
14	共通	事業所は道内にあるが、本社は道外にある。対象となるのか。	対象外です。本社を道内に有することが要件となります。

2 申請について

NO.	質問	回答
15 共通	電子（ウェブ）申請と郵送申請の違いはなにか。	入力項目と記載項目については、基本的に同じですが、電子（ウェブ）申請は、問い合わせや修正がスムーズであることや支給までの日数が短縮化される傾向にあります。電子申請をおすすめいたします。
16 共通	申請書類はいつから、どこで受け取る事が出来るのか。	道庁HPよりダウンロードできます。郵送申請の際は、印刷して申請願います。また、道庁本庁舎・各(総合)振興局・道内各市町村でも申請書類の配付を行っております。￥ 【ダウンロード先】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm
17 共通	電子（ウェブ）申請で申請したいが、どこから申請出来るのか。	電子（ウェブ）申請は道HPから手続きできます。道HPに掲載のウェブ申請の手引きを参考に入力をお願いします。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm
18 共通	電子（ウェブ）申請はPCのほかに、スマートフォンからでも申請が出来るのか。	PCのほかに、スマートフォン(アンドロイド端末・iOS端末)からでも申請が可能です。
19 共通	郵送で道特別支援金A・B・Cをまとめて申請したいが、申請書が1枚しかない。どうすればよいか。	郵送申請の場合、申請書の表面に申請チェック欄があります。必ず申請する支援金にレ点でチェック(Aを申請する場合は「Aを申請する」、Bを申請する場合は「Bを申請する」、Cを申請する場合は「Cを申請する」をチェック)をお願いします。支援金A・B-Cをまとめて申請する場合は、申請書1枚で申請できます。申請チェック欄の申請したい支援金のそれぞれに必ずレ点でチェック願います。以下記入漏れが無いよう記入してください。電子（ウェブ）申請は、道ホームページから申請を行えます。アカウント登録後、各支援金毎に申請をお願いします。※アカウントは1回の登録でそれぞれ申請できます。
20 共通	「履歴事項全部証明書」はどこで入手できるか。	全国の法務局にて取得できます。
21 共通	「履歴事項全部証明書」はコピーでの提出で問題ないか。	「履歴事項全部証明書」は原本をコピーしたものをお出ししていただいて問題ありません。
22 共通	インターネットサイト「登記情報提供サービス」等から取得した登記情報のコピーを提出してもよいか。	公的な機関が発行したものではないので、「履歴事項全部証明書」の代わりとはなりません。「履歴事項全部証明書」をお持ちではない場合は、法務局にて取得願います。
23 共通	法人番号がわからないがどうすればよいか。	国税庁の「法人番号公表サイト」で調べることができます。「法人番号公表サイト」をキーワードにして検索するか、国税庁のホームページの右下の「関連サイト」のコーナーに、法人番号公表サイトのリンクがありますので、そちらからご利用ください。
24 共通	Eメール・携帯電話をもっていない為、アドレスを記載(入力)できない、またはメールはあまり見ないので、申請書にアドレスを記載(入力)したくない場合、申請書に記載(入力)しなくてよいか。	電子（ウェブ）申請の場合は、アカウントを発行する際、アドレスが必要となります。左記の場合は、郵送申請を行ってください。郵送申請の場合は、アドレスが未記入でも申請可能です。
25 共通	「日本標準産業分類コード表」で、どの業種に当てはまるかわからない。	代表する事業(本申請に際し関わる事業)で記載してください。「日本標準産業分類コード表」は、道特別支援金の申請の手引きに記載しております。
26 共通	売上台帳は手書きのものでもよいのか。	手書きのものでも問題ございません。書式は問いませんが、以下の内容が記載された売上台帳をご提出ください。 年月日・社名（屋号等）・月の合計額が確認できるもので、道特別支援金Aは、2020年11月～2021年3月の月単位の売上がわかるもの、道特別支援金Bは、2021年4月～2021年7月の月単位の売上がりがわかるもの、道特別支援金Cは、2021年8月～2021年10月の月単位の売上がりがわかるも
27 共通	確定申告の控えはコピーで問題ないか。	コピーで問題ありません。

28	共通	確定申告の控えに税務署の収受印が押印されていない。どうすればよいか。	確定申告書の控えに税務署の押印がされていることが前提です。税務署の押印がされていない場合でも、税理士によるサインや押印でも対応しております。青色申告の場合は、道内各地の青色申告会連合会の押印でも対応致します。e-Taxを通じて申告を行っている場合は、確定申告上部に申告日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピーで対応致します。
29	共通	白色申告の確定申告書第一表について、売上額が記載されていない場合、収支内訳書を提出すればよいか。	白色申告で確定申告書第一表に売上の記載がない場合は、収支内訳書を提出してください。
30	共通	白色申告の場合、売上は給付金や支援金の額を差し引いた額で計算することになっているが、家賃支援給金等、給付額が一定ではない場合にはどのように計算すればよいのか。正しく差し引いてもらえるのか。	申請書にはご自身で給付金や支援金を引いた額を申請書に記載いただけます。特に証明書類等は求めておりませんが、給付額が分かるようにメモ等を同封いただくと審査がスムーズに行えます。
31	共通	白色申告の場合の月売上額について、月別の売上が申告書に記載されていない。「実際の月売上額」を記載すればよいか。	白色申告については、月別の売上を申告書から確認出来ないため、確定申告済の年間事業収入を12で割った額を月額売上として記載してください。
32	共通	事業収入を12で割る場合、過去に受給した支援金も含めて計算を行うのか。	支援金は除外して計算します。(除外した額がわかる手書きのメモなどを付けていただくと審査がスムーズです。)
33	共通	創業して間もない場合、売上比較が出来ないが、どうしたらよいのか。	<p>次の期間に創業した場合は、新規創業・開業特例をご利用いただけます。詳細は特例申請の手引きをご覧ください。</p> <p>【道特別支援金A】 2020年4月～2021年3月までの間に法人を設立または個人事業者が新規開業した場合。</p> <p>【道特別支援金B】 2020年4月～2021年3月までの間に法人を設立または個人事業者が新規開業した場合。</p> <p>【道特別支援金C】 現在、検討中です。10月25日以降に道ホームホームページに掲載する予定です。</p>
34	共通	過去に道が実施した支援金の給付を受けた場合、提出書類を省略できないのか。	<p>以下の道支援金を受給されている事業者が申請する場合は、提出書類の簡素化をしております。</p> <p>①「休業協力・感染リスク低減支援金」（2020年度実施） ②「経営持続化臨時特別支援金」（2020年度実施） ③「道特別支援金」</p> <p>①②は、本人確認資料（個人の場合）、通帳の写しの提出を省略できます。③は、確定申告書、履歴事項全部証明書（法人の場合）、本人確認資料（個人の場合）、通帳の写しの提出を省略できます。申請書に給付通知番号を記入（入力）する欄がありますので、必ず記入してください。記入（入力）がない場合は、簡素化の対応はできません。</p>
35	共通	「よくあるお問い合わせ」の項目34番に記載の提出書類の簡素化を行いたいが、以前受給した道の支援金の給付通知番号がわからない。どこで教えてくれるのか。	申し訳ございませんが、給付通知番号の案内をしているところはございません。給付通知番号がわからない場合は、簡素化の対応は出来かねますので、通常どおり必要書類の提出をお願いいたします。

3 保存書類について

NO.	質問	回答
36 共通	保存書類は、国の一時支援金では7年保存となっているが、道特別支援金は何年間保存すればよいのか。	道の特別支援金は、保存書類を5年間保存することとなっております。
37 支援金A	人流減少がわかる資料はどの様に用意をしたら良いのか。	道HPに「人流減少に関する統計データ」という項目がございます。そこからお住まいの管内の人流データをダウンロードいただき、紙もしくはデータで保存してください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm
38 支援金A	V-RESASの保存データについて、道ホームページでは実際の所在地のデータがない。同じ管内であれば、実際の所在地に関わらず同じ管内のデータを使ってよいのか。	問題ございません。お住まいの管内のデータをダウンロードして保存してください。
39 支援金B・C	支援金B・Cは人流がわかる資料を保存する記載はないが、保存しなくてよいのか。	支援金B・Cについては、全道が緊急事態宣言措置区域となったため、人流減少がわかる資料（V-RESAS等）の保存は必要ありません。 ※支援金Aは、人流がわかる資料（V-RESAS等）の保存をお願いします。
40 共通	支援金AとB・Cを同時に申請しようと思っているが、支援金Bは人流がわかる資料の保存を求めていないため、人流がわかる資料の保存をしなくてよいのか。	支援金Aは、人流減少がわかる資料（V-RESAS等）の保存をお願いしておりますので、支援金AとB・Cを同時に申請する場合も、人流がわかる資料（V-RESAS等）の保存をお願いします。
41 共通	個人顧客との取引が確認できる資料とは具体的にどのようなものか。	申請の手引きに記載のある「宿帳」、「現金出納帳」、「通帳の写し」に加え、「商品・サービスの一覧表」や「店舗の写真」、「売上伝票」など客観的に個人顧客との取引が確認できるものであれば構いません。 ※その他代替できるものについては、個別に判断させていただきますので、道特別支援金コールセンター（011-351-4101）までお問い合わせください。

4 その他

NO.	質問	回答
42 共通	相談窓口はないのか。	詳細な制度内容、申請手続きに関するお問い合わせについては、コールセンターで対応させていただきます。 【コールセンター：011-351-4101】
43 共通	道特別支援金のほかに道の支援策はあるか。	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者の方々向けには、道の以下HPにて支援策をご案内しております。事業者様の個々のご事情に応じて、支援策の活用もご検討いただければ幸いです。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/78869.html